

公 表

令和3年6月8日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求に係る勧告に基づき、岩倉市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第9項の規定により公表する。

令和3年10月6日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 関 戸 郁 文



岩行発第2266号
令和3年10月5日

岩倉市監査委員 内 藤 充 様
岩倉市監査委員 関 戸 郁 文 様

岩倉市長 久保田桂朗



住民監査請求に基づく監査の結果に対する措置について（通知）

令和3年8月6日付け岩監発第307号による住民監査請求に基づく監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、講じた措置を下記のとおり通知します。

記

勧告に基づき、令和3年9月（第3回）岩倉市議会定例会に議案を提出し、令和3年9月24日に別添（写し）のとおり議決されました。

議案第74号

川井野寄地区での土地開発事業における産業廃棄物処理に係る権利の放棄及び和解について（追認）

川井野寄地区での土地開発事業における産業廃棄物処理に係る権利を放棄し、和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号及び第12号の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和3年8月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

記

1 事件の概要

川井野寄地区での土地開発事業として、平成31年4月15日に愛知県（以下「県」という。）と市との間で締結した開発基本協定書（以下「協定書」という。）に基づき県が実施する内陸用地造成事業（以下「事業」という。）の開発区域内の2件の土地（岩倉市川井町萱野南14番（以下「本件土地A」という。）及び岩倉市野寄町中田17番（以下「本件土地B」という。））に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に定める廃棄物（以下「廃棄物」という。）が確認された。市は、協定書第18条第1項に基づき本件土地Aの旧地権者及び本件土地Bの旧地権者（以下「各旧地権者」という。）に撤去を指示したが、履行されなかったため、令和2年12月議会で補正予算を計上し、112,860,000円をかけて2件の土地の廃棄物を処理するとともに、各旧地権者に対し、その撤去費用の負担を求めた。

2 放棄する権利の内容

本件土地A及び本件土地Bに確認された廃棄物を市が処理するために要した費用を、各旧地権者に求償する権利（各旧地権者から支払われた

令和 3年9月24日 議決

岩倉市議会議長 伊藤隆信

部分を除く。)

3 権利を放棄する金額

111,142,130円

4 放棄する権利の相手方

(1) 本件土地Aの旧地権者

[Redacted]

[Redacted]

(2) 本件土地Bの旧地権者

ア [Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

[Redacted]

ウ [Redacted]

[Redacted]

5 権利を放棄する理由

本件土地A及び本件土地Bに確認された廃棄物について、市は協定書第18条第1項に基づき各旧地権者に撤去を指示したが、履行されず、一部の旧地権者からは、撤去費用の負担を求めるのであれば、土地売買代金を返還するから土地を返してほしいとの申出がされた。しかし、市はそれ以降も交渉を続け、各旧地権者から、土地売買代金の1割なら負担してもよいとの回答を得た。

市は、各旧地権者に土地売買代金を超える額の負担を求めることは権利の濫用になることや、各旧地権者は本件廃棄物が埋設されていることを承知していなかったことを踏まえ、このまま交渉を続けて事業に影響が出た場合の不利益と、今後この事業により得られる利益等を総合的に勘案し、各旧地権者に土地売買代金の1割を負担させることで各旧地権者と合意し、この事業を進めることとした。

6 和解の相手方

(1) 本件土地Aに係る和解の相手方

ア 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県公営企業管理者 企業庁長 井上 貴 弘

イ

(2) 本件土地Bに係る和解の相手方

ア 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県公営企業管理者 企業庁長 井上 貴 弘

イ

ウ

エ

7 和解の内容

(1) 本件土地Aに係る和解の内容

ア 県、市、XXXXXXXXXX(以下この号において「甲」という。)は、令和元年7月17日付土地売買契約書に基づき甲が代金4,057,200円で県に対して売り渡した本件土地Aの地上及び地下から、令和元年12月に廃棄物が発見されたことを確認する。

イ 市は、甲に代わって、協定書第18条に基づき、県が指定する日までに本件土地Aの廃棄物(以下この号において「本件廃棄物」という。)を適正に処理することとし、甲は、これに同意する。

ウ 甲は、市に対し、本件土地Aの売買代金の額に鑑み、本件廃棄物に関する処理費用のうち、金405,720円につき負担義務のあることを認め、これを令和3年3月31日限り納入する。

エ 県及び市は、甲に対し、本件廃棄物に関する処理費用については、この和解の内容のほか一切の請求をしないものとする。

オ 県及び市は、甲に対し、本件廃棄物に関する処理に関して、この和解の内容に定めるほか、何らの債権債務のないことを確認する。

(2) 本件土地Bに係る和解の内容

ア 県、市、XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）、XXXXXXXXXX（以下「乙」という。）及びXXXXXXXXXX（以下「丙」という。）は、県と甲、乙及び丙がそれぞれ締結した令和元年7月17日付土地売買契約書に基づき甲が代金4,373,833円、乙が代金4,373,834円、丙が代金4,373,833円で県に対して売り渡した本件土地Bの地下から、令和元年12月に廃棄物が発見されたことを確認する。

イ 市は、甲、乙及び丙に代わって、協定書第18条に基づき、県が指定する日までに本件土地Bの廃棄物（以下「本件廃棄物」という。）を適正に処理することとし、甲、乙及び丙は、これに同意する。

ウ 甲、乙及び丙は、市に対し、本件土地Bの売買代金の額に鑑み、本件廃棄物に関する処理費用のうち、金1,312,150円につき負担義務のあることを認め、これを令和3年3月31日限り、甲が代表して納入する。

エ 県及び市は、甲、乙及び丙に対し、本件廃棄物に関する処理費用については、この和解の内容のほか一切の請求をしないものとする。

オ 県及び市は、甲、乙及び丙に対し、本件廃棄物に関する処理に関して、この和解の内容に定めるほか、何らの債権債務のないことを確認する。